

議案第 24 号
宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正内容

第 9 期介護保険事業計画で必要な標準給付費等に基づき、以下のとおり、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料基準額、介護保険料率を定めます。

(1) 介護保険料基準額

介護保険料基準額 年額 76,100 円 (月額 6,342 円)
第 8 期 年額 70,700 円 (月額 5,892 円) ⇒ 年間 5,400 円の増額

(2) 保険料段階の変更

① 国の第 1 号被保険者間での所得再分配機能強化 (標準段階の 9 段階から 13 段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等) を受けて、市の段階区分を国の第 13 段階以下に準拠。

保険料率は第 6 段階のみ第 5 段階と第 7 段階の中間に設定。その他の段階については国の標準乗率に統一。

② 段階区分を第 8 期から 1 段階増やして 15 段階とし、第 13 段階と第 14 段階を区分する基準所得金額を 1,000 万円、第 14 段階と第 15 段階を区分する基準所得金額を 1,500 万円に設定 (上限保険料率および基準所得金額は第 8 期から変更なし)。

第 8 期

(国)

第 1 段階	保険料率	0.300
}		
第 5 段階	保険料率	1.000
}		
第 9 段階	保険料率	1.700

(宝塚市)

第 1 段階	保険料率	0.300
}		
第 5 段階	保険料率	1.000
}		
}		
第 14 段階	保険料率	3.000

第 9 期

(国)

第 1 段階	保険料率	0.285
}		
第 5 段階	保険料率	1.000
}		
第 13 段階	保険料率	2.400

(宝塚市)

第 1 段階	保険料率	0.285
}		
第 5 段階	保険料率	1.000
}		
}		
第 15 段階	保険料率	3.000

※ 第 1 段階の保険料率はいずれも軽減後の料率です。

2 改正理由

介護保険料は 3 年ごとの介護保険事業計画策定時に見直すこととなっています。第 9 期計画での介護保険料段階案については、介護保険運営協議会 (審議会) で令和 6 年 1 月 30 日に承認をいただいたため、今般、条例改正を行うものです。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 介護保険料段階

段階区分	保険料率(※)	対象者		保険料額(年額) (※)	
第1段階	0.455	本人が 市民税 非課税	世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円以下	34,600
	0.285			21,700	
第2段階	0.685		・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円超120万円以下	52,100	
	0.485		37,000		
第3段階	0.69		・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計120万円超	52,500	
	0.685		52,200		
第4段階	0.900		市民税課税者 が いる 世帯に 同じ	・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円以下	68,400
第5段階 (基準額)	1.000			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円超	76,100
第6段階	1.150		本人が 市民税 課税	・本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円未満	87,500
第7段階	1.300			・本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円以上210万円未満	98,900
第8段階	1.500	・本人の「合計所得金額特別控除後」が210万円以上320万円未満		114,100	
第9段階	1.700	・本人の「合計所得金額特別控除後」が320万円以上420万円未満		129,300	
第10段階	1.900	・本人の「合計所得金額特別控除後」が420万円以上520万円未満		144,500	
第11段階	2.100	・本人の「合計所得金額特別控除後」が520万円以上620万円未満		159,800	
第12段階	2.300	・本人の「合計所得金額特別控除後」が620万円以上720万円未満		175,000	
第13段階	2.400	・本人の「合計所得金額特別控除後」が720万円以上1,000万円未満		182,600	
第14段階	2.700	・本人の「合計所得金額特別控除後」が1,000万円以上1,500万円未満		205,400	
第15段階	3.000	・本人の「合計所得金額特別控除後」が1,500万円以上		228,300	

※ 第1段階～第3段階上段は低所得者保険料軽減前、下段は軽減後。